

令和5年度

第393回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。  ただいまから令和5年度第393回総会を開催いたします。  沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。4番岸部忍委員、10番仲泊元輝委員、11番島袋貴委員、12番長谷川亜紀委員、の4名が欠席でございます。  沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、6番の仲宗根光夫委員、13番の大城信男委員、よろしくお願ひします。  事前現地調査委員は、5番高宮城実一郎委員、7番新垣実委員、8番松堂直子委員、報告者は5番高宮城実一郎委員にお願いいたします。  それでは、議案第1号、受付番号5番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号5番を読み上げて説明。  以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>現地調査を5番高宮城実一郎委員、7番新垣実委員、8番松堂直子委員の3人で行っておりますので、調査報告を5番高宮城実一郎委員にお願いいたします。</p>
5番	<p>6月24日月曜日、午後1時から午後3時半まで、7番新垣実委員、8番松堂直子委員、私、5番高宮城実一郎、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、新垣実委員、松堂直子委員、よろしくお願ひいたします。それでは、ご報告いたします。  議案第1号、受付番号5番、見取図の1ページになります。申請地の古謝●●丁目●●番は、泡瀬第2公民館の北に位置し、現況はいも畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条2第項第4号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業常時従事者が1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはさつまいもの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。  以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。  それでは議案第1号 受付番号5番について委員の意見を求めまる前に、今年度より撤廃された農地取得下限面積について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>昨年度までは農地を取得する用件の一つに、10アール以上というのがありましたが、今年度よりそれが撤廃されております。ですので、今回の申請面積は19㎡と小さいですが、問題はありません。</p>
議長	<p>これを踏まえて、議案第1号受付番号5番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号5番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号受付番号5番から7番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 受付番号5番から7番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号5番、見取図の2ページになります。申請地は市立あけぼの保育園の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号6番、見取図の3ページになります。申請地は宮里中学校の東に位置し、現況はバナナ畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号7番、見取図の4ページになります。申請地は美池自動車学校の南</p>

議長	<p>西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号受付番号5番から7番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番から7番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番から7番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号5番から7番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第3号受付番号2番から3番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 受付番号2番から3番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号2番、見取図の5ページになります。申請地は明道公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p>

議長	<p>受付番号3番、見取図の6ページになります。申請地は美里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号受付番号2番から3番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行の声がございました。</p> <p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、受付番号2番から3番を承認相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございました。</p> <p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、受付番号2番から3番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号2番から3番について、承認相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第4号受付番号24番から39番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号 受付番号24番から39番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号、受付番号24番、見取図の7ページになります。申請地は越来公民館の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p>

受付番号25番、見取図の8ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号26番、見取図の9ページになります。申請地は泡瀬第2公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号27番、見取図の10ページになります。申請地は県立美里工業高校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号28番、見取図の11ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況は住宅でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号29番、見取図の12ページになります。申請地は明道公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号30番、見取図の13ページになります。申請地は美里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号31番、見取図の14ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号32番、見取図の15ページになります。申請地は美原小学校の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号33番、見取図の16ページになります。申請地は北美小学校の西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、高速道路のインターチェンジが300m以内にある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号34番、見取図の17ページになります。申請地は沖縄市消防本部の北西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。

受付番号35番、見取図の18ページになります。申請地は沖縄市消防本部の北西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。

受付番号36番、見取図の19ページになります。申請地は与儀公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

	<p>受付番号37番、見取図の20ページになります。申請地は美東小学校の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号38番、見取図の21ページになります。申請地は美里郵便局の南東に位置し、現況は保育園でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号39番、見取図の22ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況は工事中でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号24番から39番について、委員の意見を求めます。2番仲村学委員。</p>
2番	<p>受付番号32番についてですが、現地調査した写真を見る限り、路盤材のようなものがあるようですが。過去に駐車場として利用されていたとか。</p>
議長	<p>7番新垣実委員、どうですか。</p>
7番	<p>写真で見るとそのようにも見えますが、調査時は特にそのようには感じられませんでした。</p>
事務局	<p>再調査をさせていただきまして、その結果駐車場として利用していたような状況が確認できましたら、始末書提出を求め、その後県に進達いたします。それでよろしいでしょうか。</p>
2番	<p>はい。</p>
議長	<p>事務局が再調査後に、必要に応じて始末書を徴収する、ということがございます。他に意見はございますか。9番屋宜文委員。</p>
9番	<p>受付番号33番ですが、児童館が建てられると書かれていますが、建築予定日はいつになるのか、分かりますか。</p>
事務局	<p>まだ設計段階ではないので現時点では分かりません。ただ、計画自体は令和4年度から始まっておりまして、着工、建築期間は令和6年3月から、令和7年3月までの1年間を予定しているようです。よろしいでしょうか。</p>
9番	<p>はい。</p>

議長	<p>他に意見はございますか。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行の声がございます。</p> <p>それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号24番から39番を許可相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号24番から39番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第4号受付番号24番から39番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号2番から3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 受付番号1番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第5号につきましても現地調査が行われておりますので、5番高宮城実一郎委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
5番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号2番、見取図の23ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の東に位置し、現況は菊畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>受付番号3番、見取図の24ページになります。申請地は池原土地改良区内にあり、美池自動車学校の南西に位置し、現況は耕作準備中でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>以上です。</p>




議長	<p>ただいま、事務局説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第5号、受付番号2番から3番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>この件につきましては、私が携わりました。農林水産課の担当職員と連携したことで、スムーズに利用権貸借に結び付けることができました。今後も、農林水産課担当職員と一緒に、農地の有効利用を推し進めていきたいと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちなみにですが、譲受人の年齢を教えてください。</p>
事務局	<p>48歳です。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行の声がございます。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号2番から3番を承認とすることに異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号2番から3番版を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が承認することに賛成でありますので議案第5号、受付番号2番から3番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4項第1項第1号に該当することとし、承認いたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第1号から第5号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。</p> <p>これもちまして、令和5年度第393回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 7月 27日

会 長 宮城 徳彦 

議 長 宮城 徳彦 

6番 仲宗根 光夫 

13番 大城 信男 